

平成29年11月定例会

文教厚生委員会説明資料（その2）

教 育 委 員 会

目 次

I 提 出 案 件	-----	1
1 その他の議案等	-----	1
(1) 条例案	-----	1

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

① 徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例 (教職員課)

ア 改正の理由

平成29年10月17日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の学校職員の給与について改定を行う等の必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 徳島県学校職員給与条例の一部改正

a 給料表の改定

(a) 全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

b 諸手当の改定

(a) 初任給調整手当について、高等学校等教育職給料表の適用を受ける医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度額を5万7百円に引き上げることとする。

(b) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の95に引き上げることとし、また、再任用学校職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の45に引き上げることとする。

(c) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の90に引上げ、12月期の支給割合を100分の90に引き下げることとし、また、再任用学校職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の42.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の42.5に引き下げることとする。

c 勤務一時間当たりの給与額の算出方法を改めることとする。

ウ 施行期日等

- (ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(c)及びcについては、平成30年4月1日から施行することとする。
- (イ) イの(ア)のa及びbの(a)については平成29年4月1日から、イの(ア)のbの(b)については同年12月1日から適用することとする。

② 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(教職員課)

ア 改正の理由

本県における教員給与についての人事委員会の意見があったことに鑑み、他の都道府県との均衡等を考慮し、特殊業務手当の額を改める必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 特殊業務手当の改定

特殊業務手当の額を引き上げることとする。

- a 修学旅行等において生徒等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの
4,250円 → 5,100円
- b 対外運動競技等において生徒等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は休日等に行うもの
4,250円以内 → 5,100円以内
- c 部活動における生徒等に対する指導業務で休日等に行うもの
3,000円以内 → 3,600円以内

ウ 施行期日

この条例は、平成30年1月1日から施行することとする。